

京都市消防局訓令甲第5号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局違反処理規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市消防局長 長谷川 純

第16条の2第1項中「第8条の2第3項」を「第8条の2第5項及び第6項」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(消防局予防部)